

●第5次日田市行政改革大綱を策定しました！

日田市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、厳しい状況が見込まれます。

このような状況の中、第4次日田市行政改革大綱の計画期間が終了したことから、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、2018年度から2027年度までの10年間の計画期間とした「第5次日田市行政改革大綱」を策定しました。

次の2つの基本方針と7つの推進項目のもと、行政改革を推進します。



1 効率的・効果的な行政運営

「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、限られた財源と人員で効率的・効果的な行政運営を図っていきます。

①事務事業の見直し

行政評価システムの見直し・改善、上下水道料金の収納業務等の民間委託など

②人材育成の推進

人材育成の推進、職員提案制度の推進

③財政の健全化

補助金の適正化、施設使用料の見直しなど

④定員及び給与の適正な管理

定員管理の適正化、給与の適正な管理など

⑤公共施設等の適正な配置・管理

公共施設等総合管理計画の推進など

2 行政サービスの質の向上

市民と行政による協働を推進することによって市民で対応できることを拡充し、市民の多様で細かいニーズに応じていくことで、行政サービスの質の向上につなげていきます。また、行政手続きの見直しなどを行い、市民の利便性の向上を図っていきます。


①市民との協働の推進

新しい公共の推進、自主防災組織体制の強化など

②市民サービスの充実・向上

窓口業務の効率化、緊急時の情報伝達手段の充実など

第5次日田市行政改革大綱は、市ホームページ、市役所1階の行政資料コーナーをはじめ、各振興局・振興センター、各地区公民館、淡窓図書館でご覧になれます。

 地方創生推進課創生企画係 ☎ 8 2 2 3 (市役所6階)


●日田市地域公共交通網形成計画を策定しました！

日田市では、3月に「日田市にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにする地域公共交通の基本計画（マスタープラン）である「日田市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

本計画では、市の公共交通について改めて関係者の役割分担を明確にし、地域の実態に即した交通体系の再構築を図るとともに、各種の施策（取組）を展開していきます。



目標	主な取組	実施予定時期	実施主体
持続可能な公共交通ネットワークの維持確保	バス路線再編基準の設定、効果的な交通網の充実	2018年度～	市、交通事業者、住民
	公共交通の運転手の確保	2019年度～	市、交通事業者
	乗継拠点の環境整備、ICカード導入の検討	2020年度～	市、交通事業者
公共交通の利便性の向上	全ての人にやさしい車両への更新	2020年度～	市、交通事業者
	高齢者や障がい者をサポートする取組の推進	2019年度～	市、住民
	分かりやすい時刻表の作成と情報提供	2019年度～	市、交通事業者
地域全体で公共交通を創り上げ、守り・育てる	公共交通サポーターの配置	2018年度～	市、交通事業者、住民
	住民、交通事業者、市の協働体制づくり	2018年度～	市、交通事業者、住民
	貨客混載の調査・研究	2018年度～	市、交通事業者
	自動運転にかかる調査・研究	2020年度～	市、交通事業者

 まちづくり推進課公共交通・交流係 ☎ 8 3 5 6 (市役所6階)

第71回日田川開き観光祭

●環境美化に協力を！

5月26日(土)・27日(日)の2日間で、「第71回日田川開き観光祭」が開催され、市内外から多くの観光客が日田市を訪れます。

マナーを守り、美しい日田の景観を観光客の皆さんに誇れるよう、環境美化にご協力ください。

※ごみのポイ捨てやテープ、チョーク、シート等を用いた花火観覧の場所取り等の景観を損なう行為は止めましょう。



 観光課観光振興係 ☎ 8 2 1 0 (市役所3階)

●軽自動車税の納税は5月31日までに



▶税額について

三輪及び四輪以上の軽自動車税の税額は、初度検査年月（新車新規登録年月）等で変わります。

・初度検査年月が平成17年3月以前の車両は、平成30年度から経年重課税率の対象となります。

・初度検査年月が平成29年4月から平成30年3月までの車両は、環境性能に応じてグリーン化特例（軽課）の対象となる場合があります。

▶納期限 5月31日(木)

※納税通知書は5月8日(火)に発送予定です。

軽自動車税の領収証書は車検を受けるときに必要ですので、車検証と一緒に大切に保管してください。

▶軽自動車税の減免

次の①から③のいずれかに該当する場合は、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。詳細は税務課税制窓口係又は各振興局にお問い合わせください。

▶申請期限 5月31日(木)

①障がい者減免

障がい者本人が所有し、障がい者のために使用する軽自動車（障がい者が18歳未満の場合等は、家族所有の軽自動車も含む）

※減免の対象となる障がいの程度、軽自動車の使用頻度等には一定の基準があります。

・申請に必要なもの

印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳等、軽自動車税納税通知書

減免申請書への個人番号・法人番号の記載について

番号法の施行に伴い、減免申請書に納税義務者の個人番号（法人の場合は法人番号）の記載と減免申請書提出の際に、番号法に基づく本人確認（個人番号確認+身元確認）が必要です。各申請に必要なものと併せてマイナンバーカード又は通知カードと身元確認ができるもの（運転免許証、旅券等）を持参してください。

※申請に必要なものに納税義務者の身元確認ができるものが含まれている場合は、追加で持参する必要はありません。

※法人の場合は、本人確認はありません。

②身体障がい者用構造減免

身体に障がいのある人が利用するために改造された軽自動車

・申請に必要なもの

印鑑、車検証、構造が確認できる写真、軽自動車税納税通知書

③公益減免

公益法人などが所有する軽自動車で、公益のために直接使用する車

・申請に必要なもの

法人の代表者印、車検証、軽自動車税納税通知書、運行計画書等、定款

 税務課税制窓口係 ☎ 8 3 9 7 (市役所1階)